

株式会社金門製作所等に対する支援決定について

平成16年1月28日

株式会社産業再生機構

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)は、下記の対象事業者について、株式会社産業再生機構法(平成15年法律第27号。以下「法」という。)第22条第3項に規定する支援決定を行いました。

1. 対象事業者の氏名又は名称

株式会社金門製作所
金門電気株式会社
岩瀬電子株式会社
株式会社金門コルツ
株式会社白沢製作所
株式会社南郷製作所
株式会社伊南製作所
株式会社金山製作所
株式会社東部金門ガスサービス
瑞穂精器株式会社
唐津精器株式会社
金門金属工業株式会社
双葉精器株式会社
金門環境設備株式会社
北海道金門工事株式会社
株式会社東北金門セルビス

2. 対象事業者と連名で再生支援の申込みをした金融機関等の名称

株式会社りそな銀行

3. 事業再生計画の概要： 別紙

4. 主務大臣の意見

意見なし

5. 事業所管大臣の意見

意見なし

6. 買取申込み等期間： 平成16年1月28日から
平成16年3月30日まで（機構必着）

7. 一時停止要請

法第24条第1項に基づき、「関係金融機関等」に対して、上記6に記載する買取申込み等期間の満了するまでの間、対象事業者に対し債権の回収その他債権者としての権利行使を行わないよう要請いたしました。

8. 一般の債権の取扱

対象事業者に対する支援決定にあたっては、金融機関が対象事業者に対して有する貸付金等につき金融支援の依頼が行われるにすぎず、その他の一般の債権については、何ら影響はありません。

9. 支援決定についての機構の考え方

対象事業者は、計量器3事業（都市ガス機器、LPガス機器、水機器で構成される。以下、コア事業と呼ぶ）の老舗であり、業界トップクラスの市場ポジションを確保しております。

しかしながら、過剰な設備投資、コア事業分野以外での事業多角化の失敗、コア事業での非効率な事業運営により、窮境状態に陥っておりました。

機構は、対象事業者に、コア事業における業界ポジションとして現れている強固な顧客基盤と、メーカーとしての製品開発力・コスト競争力における高いポテンシャルが認められるため、企業再生の蓋然性は高いと判断いたしました。

対象事業者が、事業再生計画を実行することにより、業界の『真のリーディングカンパニー』へと変革を遂げるものと考えております。

【お問合せ先】

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-3-1 新東京ビル 9階
株式会社産業再生機構 企画調整室
電話番号 03-6212-6437